

【R2.5.1～】

セーフティネット保証・危機関連保証申請の注意点

※ 枠で囲った箇所が R3.8 から追加・変更となった点です。

【共通】

★提出書類チェックリストを添付して申請してください。

(申請時に窓口で記入することもできます。)

1. 売上高等の額を記入する際は、円単位で記入してください。(参照元の資料が千円単位の場合は、数字の右に「000」をつけ、円単位としてください)
2. 減少率は小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで記入してください。
(例) セーフティネット保証4号の場合 基準数値 20%
減少率の計算結果が「19.99」の場合、19.9%となる。
(減少率が20%以上ではないため、認定は受けられない。)
3. 以下の記入漏れが多いので、ご注意ください。
 - ① 申請日
 - ② 申請者 代表者名
法人の場合、代表者の役職・氏名を記入してください。
 - ③ 売上高等が減少し、または減少すると見込まれる理由
記入漏れが多いです。新型コロナウイルスの影響により、どのような理由で売上高等が減少したか(または見込まれるか)が分かるように記入してください。
4. 売上高等が確認できる資料について、申請者名が確認できない場合には、余白に「社名・代表者・実印」を記入・押印してください。(確定申告書やシステム出力台帳などは申請者名が確認できるため記入不要)
5. 創業者等の認定基準の運用緩和について、()内記載の方も対象となる場合があります。
 - ・業歴3か月以上1年1か月未満の事業者(業歴1年1か月以上の事業者で、前年以降、施設の建設等や準備などにより、前年の売上がないが、その後売上が伸びている場合などは対象となる場合があります)
 - ・前年以降の店舗増加等によって、単純な売上高等の前年比較では認定困難な事業者(店舗増加、業容拡大に加え、取引先拡大、新分野進出による業務拡大、従業員の増加等も対象となる場合があります)※該当と思われる場合には、事前にお電話(商業にぎわい課 TEL0284-20-2159)にてご確認ください。
6. 本認定は、セーフティネット保証制度、危機関連保証制度にかかる資格要件を確認するものです。
認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。

【R2. 5. 1～】

セーフティネット保証・危機関連保証申請の注意点

7. 本認定に関しては指定期間が定められています。
セーフティネット保証：指定期間中に認定書を取得してください。
危機関連保証：指定期間中に、融資実行まで完了してください。
なお、危機関連保証認定書の有効期間は、認定書に記載された日と中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき経済産業大臣が指定する期間の終期いずれか先に到来する日となりますのでご注意ください。
8. 認定後認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。
9. 保証認定における売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしています。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時期によって比較対象年が変わりますのでご注意ください。ただし、セーフティネット保証5号認定の一部の様式については上記の取扱ができません。

【R2.5.1～】

セーフティネット保証・危機関連保証申請の注意点

【セーフティネット保証5号】

●業種分類の確認について

円滑な資金繰り支援・感染症対策のため、以下の方法で事前に業種分類をよくご確認のうえ、ご申請・お問合せをよろしくお願いいたします。

1. 以下サイトで、該当業種分類を探することができます。

【日本統計の総合窓口 e-stat】

キーワード検索を行うことにより分類を確認することができます。

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

お探しの際は、以下の資料が参考になります。

【日本標準産業分類に関するよくあるお問い合わせ】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf

2. 商業にぎわい課にお問い合わせいただく際は、自社の事業内容が分かる資料や情報をご準備のうえ、ご連絡ください。

【資料】

- ・ 商業登記簿謄本（業務内容の部分）
- ・ 法人事業概況説明書
- ・ 自社ホームページ など

【情報】

- ・ モノの生産を行っている場合、
 - ① 何を作っているか、
 - ② 原材料はなにか、
 - ③ どのような生産技術で作っているか。
- ・ サービスの提供の場合、
 - ① 誰に対して、
 - ② どのようなサービスを提供しているのか。

3. 主たる事業が属する業種は、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名をご記入ください。

（例）0782 内装工事業

4. 原則、指定業種と企業全体両方の売上高等で減少率要件を満たす必要があります。

5. 認定基準の緩和要件（最近1か月の売上高等実績+その後2か月の見込み）が、令和4年6月1日（新型コロナウイルス感染症関連で指定期間が延長された場合は、指定期間終了）まで延長されました。

6. 認定申請書・添付書類兼売上高等証明書につきましては、様式第5-(イ)-①～⑮をご活用ください。（基本的に様式第5-(イ)-①、②、④、⑤、⑦にいずれかに該当する方がほとんどです。）